

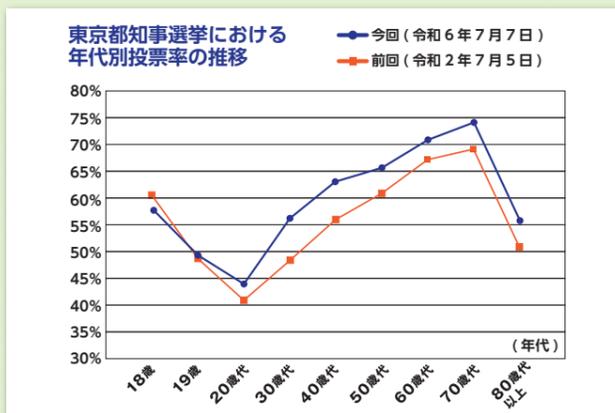


令和6年度執行の選挙の結果

東京都知事選挙・都議会議員補欠選挙の結果

令和6年7月7日執行の東京都知事選挙では、投票率が前回（令和2年）と比較し4.9ポイント増え、62.4%となりました。また19歳以上の投票率は上昇しているものの、18歳の投票率が下がってしまう結果となりました。なお、期日前投票者数は29,645人で、全体投票者数の約38.1%を占めています。

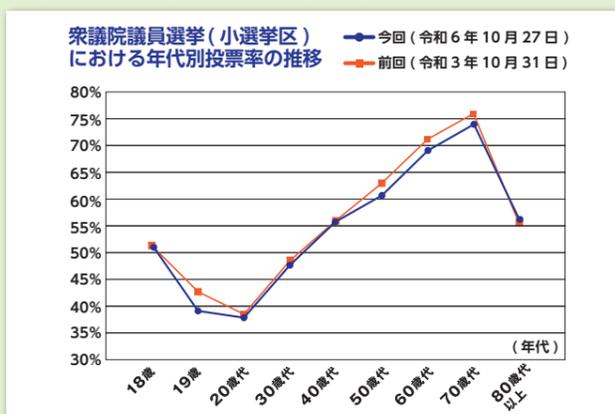
	都知事	都議補
選挙執行年月日	令和6年7月7日	
告示日	令和6年6月20日	令和6年6月28日
当日有権者数	124,543人	124,541人
立候補者数	56人	3人
投票者数	77,710人	76,492人
投票率	62.4%	61.4%



衆議院議員選挙の結果

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙（小選挙区）では、投票率が前回（令和3年）と比較し1.4ポイント減少して、58.3%となりました。投票率は80代以上を除くすべての年代で、僅差ですが前回は下回る結果となりました。なお、期日前投票者数は30,080人で、全体投票者数の約41.1%を占めています。

	小選挙区	比例代表	国民審査
選挙執行年月日	令和6年10月27日		
公示日	令和6年10月15日		
当日有権者数	125,526人		
立候補者数等	5人	11政党	6人
投票者数	73,229人	73,226人	73,151人
投票率	58.3%	58.3%	58.3%



衆議院議員選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査とは

日本国憲法第79条に規定される最高裁判所裁判官国民審査は、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしいかどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものです。

【審査の対象となる時期】

- ①裁判官に任命された後、初めて行われる衆議院議員総選挙
- ②審査の日から10年を経過した後、初めて行われる衆議院議員総選挙

【国民審査の投票方法】

ひめん
交付された投票用紙の、罷免すべき（辞めさせたい）と思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入します（「×」以外を記載した投票は無効）。



各選挙の結果より

各選挙結果からもわかるとおり、若年層の投票率が低い結果となっています。過去の選挙における世論調査結果では、棄権した理由として①適当な候補者がいない②候補者の人柄や政策がわからない③投票に行く時間がない、などがありました。

若年層の投票率の向上には、有権者として政治と選挙に関心を持ち、投票に参加するための様々な選挙啓発や選挙推進運動が必要です。



明るい選挙のための活動

明るい選挙推進運動

有権者が主権者としての自覚をもち、進んで投票に参加し、選挙が公正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙を「明るい選挙」といいます。「明るい選挙推進運動」は、これを進めるための運動です。

【運動の目的】

- ① 選挙違反のない選挙を行うこと
 - ② 有権者が投票に参加すること
 - ③ 有権者が常日頃から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと
- 目的の達成には様々な活動・運動が必要で、多摩市では「多摩市明るい選挙推進委員」が活動しています。

多摩市明るい選挙推進委員会

「明るい選挙の実現」「政治意識の向上」を目的とし、「明るい選挙推進運動」を行っているボランティアです。多摩市明るい選挙推進委員会では「常時啓発」「臨時啓発」「選挙執行への参加」の3本柱を基に活動しています。その中でも「明るい選挙」の実現のため、常時啓発に力をいれ、3つの部会にわかれて活動をしています。

- ① 広報部会・・・年1回発行の「明るい選挙推進活動の広報紙 多摩市しろばら」を作成
- ② 研修部会・・・推進委員活動に必要な知識の向上を目的とした、推進委員研修を年2回開催するための企画・運営
- ③ 啓発部会・・・東京都明るい選挙ポスターコンクールの作品募集、ポスター展の実施
市内で実施されているイベント等において、選挙啓発の実施

部会のほかにも委員会として若年層を対象とした常時啓発事業である出前授業を行っています。出前授業とは小・中・高校生を対象とした選挙に関する授業です。平成27年に選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことに伴い、若年層の政治参加意識を高めるための主権者教育が求められたことから、将来の有権者である児童・生徒を対象として実施しています。



選挙の豆知識

●滞在地で投票できる「不在者投票」

仕事、旅行などで、他の市区町村に滞在している場合も、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在している市区町村の選挙管理委員会等で、不在者投票を行うことができます。詳細は▶



市公式ホームページ

●投票所は親子連れでも大丈夫

「18歳未満」の子どもは投票所内に連れていくことができません。子どものうちから選挙や投票所を身近に感じてもらうと、平成28年に「幼児」から拡大されました。

●自分で書くことが難しくても「代理投票制度」

障がいや病気、けがなどで、自分で投票用紙に書くことがむずかしい場合に、係の人に代わりに書いてもらう「代理投票」という制度があります。投票所で係員にお申し出ください。